

情産審 R4-88
令和 4 年 7 月 8 日

プライバシーマーク付与事業者 更新審査中証明書

一般社団法人情報サービス産業協会
審査業務部長 鈴木 律郎 印



下記事業者は、更新審査中であることを証明する。

事業者名	株式会社ピーぷる
登録番号	11820445 (08)
所在地	東京都台東区北上野二丁目18番4号

※この証明書は、当該事業者の付与の適格性の可否について決定するまでの間、プライバシーマーク制度の下記 URL「プライバシーマーク付与事業者情報」にて当該事業者の名称が公表されている限り有効である。

https://privacymark.jp/certification_info/index.html

〔参考〕プライバシーマーク付与に関する規約

第11条 付与機関は、更新を受けようとする事業者について審査機関から付与適格決定の通知があったときは、当該事業者と更新後の有効期間に対応する付与契約を新たに締結し、プライバシーマーク登録証を交付する。

2 更新後の付与契約の有効期間は、更新前の付与契約の有効期間が満了した日の翌日から2年とする。ただし、事業者は特別の事情がある場合、付与機関にこの期間の短縮を申し出ることができる。この場合、本契約の当初の有効期間の満了前に付与契約を新たに締結する場合には、プライバシーマーク付与を受けた回数を示す番号は変更しないものとする。

3 第1項の事業者について審査機関が付与の適格性の可否について決定するまでの間は、当該更新前の付与契約は、その有効期間の満了後もなおその効力を有するものとする。この場合、有効期間の満了後に経過した期間については、更新後の付与契約の有効期間に算入する。

令和4年4月改訂